

国際課税のケース・スタディ

転換社債による資金調達を原資として海外現地法人に 貸し付けた場合の独立企業間利率

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人甲社は、米国に現地法人乙社（甲社が100%出資）を有している。乙社では、現地での資金調達が困難であることから、設備資金として甲社からの借入れを求めている。

ところで、甲社は無借金経営で自己資金を潤沢に有しております、ここ数年外部からの借入れがないが、現在資金調達環境が良好なため、無利息となる円建ての転換社債を国外で発行した資金を乙社にそのまま貸し付ける予定である。

転換社債によって調達する資金に対する利払いではなく、無利息で調達できることから、乙社への円貨での貸付けに当たっても、無利息で貸し付けることとして問題がないか。

なお、甲社及び乙社とも、主として金銭の貸付けを業とする法人でなく、転換社債の発行に当たっては、格付会社からトリプルBの格付けを得ている。

〔ポイント〕

主として金銭の貸付けを業としない一般事業法人のグループ金融の取扱いについて、転換社債（転換社債型新株予約権付社債をいう。以下同じ。）により無利息で調達できる企業が国外関連者に貸し付ける場合の独立企業間利率を、次の項目に分けて検討する。

1 国内法の規定

- 2 転換社債を資金原資とする調達の意義
- 3 通達及び事務運営要領による金銭の貸借取引の取扱い
- 4 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 国内法の規定

棚卸資産の売買以外の取引に係る独立企業間価格は、次の方法を用いて算定することとされている（措法66の4②二）。

- ① 独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法と同等の方法
- ② 棚卸資産の売買の場合に適用されるその他の方法と同等の方法

金銭の貸付けについても、棚卸資産の売買の場合と同種の手法を用いて独立企業間利率を算定することとされている。

特殊関連企業間で金銭の貸付けが行われた場合、非関連者間において同様の金銭の貸付けについて利率が付されているのであれば、同様の利率を付する必要があることになる。

2 転換社債を資金原資とする調達の意義

転換社債とは、社債権者の請求により所定の

条件の下で、発行会社の株式に転換する権利（転換権利）が付与された社債である。

転換社債を普通社債と株式に対するコール・オプションの合成として捉えて評価し、発行コストの見積りを算定する方法がある。これによれば、転換社債の購入者にとって無利息というのは、表面上の利息が付されていないだけで、普通社債の価値（当然利付のものになる。）とコール・オプションの価格（プレミアム）を合計した価値を算定したところで、無利息の転換社債を購入したものと考えられる。期限を有するコール・オプションの価格は正の価値を有することから、それに見合う利息の機会を逸しても実質的に価値のあるものと投資家が判断したことから、実質的に無利息の転換社債が実現したものと思われる。

したがって、ここでは表面上無利息となっていが、それは株式への転換権があるため、無利息にみえるもので、その株式への転換権を分離したところで、普通社債のあるべき利息が算定されることになる。

3 通達及び事務運営要領による金銭の貸借取引の取扱い

(1) 本 則

金銭の貸借取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が国外関連取引に係る通貨と同一であり、かつ、比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式、利払方法、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様であることを要することとされている（措通66の4(5)-4）。

(2) 金銭の貸付けを業としない法人
法人及び国外関連者がともに主として金銭の貸付け等を業としない法人の場合、租税特別措置法通達66の4(5)-4が適用できないときは、次により計算した利率を独立企業間の利率として、当該貸付け又は借入れに付された利率の適否を検討することとされている。

- ① 国外関連取引の貸手（本件では甲社）が、非関連者である銀行等から通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に通常付されたであろう利率
- ② 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られたであろう利率（①に掲げる利率を用いることができる場合を除く。）

なお、①に掲げる利率を適用する場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、①で規定する同様の状況の下での借入れに該当するときには、当該国外関連取引とひと付き関係にあるかどうかを問わないこととされている（事務運営要領2-7）。

(3) 事務運営要領を適用する際の留意点
金銭の貸付け等を業としない法人の場合、ほとんどすべてのケースでは、上記の①が適用されるものと想定されている。わが国で金融機関との関係が一切ない企業が想定されていないからのようである。

本件でも、甲社は、外部の金融機関からの間接金融による資金調達がないものの、格付機関からトリプルBの格付けを得ている。通常、トリプルBの格付けを得ている企業の調達金利というものが想定されるので、結局、①のケースに該当するものといえよう。

そもそも事務運営要領では、調達資金と貸付